

報告第1号 道路運送法等に基づく協議が調っていることの証明書について

1 案の要旨

令和7年2月19日開催の令和6年度第2回大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループにおいて、別紙のとおり協議が調ったことを報告するもの。

道路運送法等に基づく協議が調っていることの証明書

令和7年2月19日開催の令和6年度第2回大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループにおいて、下記の事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

【協議事項】

○こいこいバスのルート変更に係る運賃について

小方橋を迂回する一部区間の変更により、運行距離が大きく変わるものではないことから、運賃体系は変更せず、現行の運賃とする。

〈現行の運賃体系〉

- ・片道 大人200円、小学生100円、小学生未満無料
- ・回数券 1,000円（100円券12枚綴り）
- ・定期券 大人6,000円、小学生3,000円（1月あたり）

〈根拠規定〉

- ・道路運送法第9条第4項
- ・大竹市地域公共交通活性化協議会規約第12条
- ・大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループに関する規程第7条

令和7年2月19日

大竹市地域公共交通活性化協議会
運賃協議ワーキンググループ
座長 佐伯和規

〈道路運送法〉

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。
- 一 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
 - 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
 - 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

〈大竹市地域公共交通活性化協議会規約〉

（ワーキンググループ）

- 第12条 会長は、運送法第9条第4項及び同法第9条の3第4項に規定する運賃等について協議するため、必要に応じ協議会にワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

〈大竹市地域公共交通活性化協議会運賃協議ワーキンググループに関する規程〉

（協議結果の報告）

第7条 会議において協議が整った事項について、座長はその協議結果を協議会に報告するものとする。